ロシア・CIS資源戦略の「展望」と「提言」(平成16年2月脱稿)

	展望	提言
-1.70-41	K 4	12. 日
ロシアのエネル		
ギー資源開発及び 生産動向	シアにおける未利用資源の潜在能力は大きいので、当分の需要増加にはしいに対応可能である。	
土)生期刊	加には十分に対応可能である。しかしながら、ソ連崩壊後の過去 10 年間における探査が不十分なことが懸念材料である。	
	中间における抹査が 小下方なことが 恋志材材である。 ●地域的には、現在のエネルギー 資源の主要産地である西シベリアは	
	●地域的には、死性のエイルイー貢献の主要産地とめるロフィックトは 頭打ちとなり、徐々に減少していき、今後の増産の中心は東シベリア	
	及び極東に移る。	
ロシア資源戦略と	●2003 年 8 月にロシア政府は 2020 年までの長期エネルギー戦略を	
2020 年までの長期	基本承認した。同戦略は、今後のロシアのエネルギー部門の方向性	
エネルギー戦略	を示すガイドラインである。	
- TOP ( TAPE	●ただし、同戦略に記述されていない部分、あるいは、右戦略が野心	
	的な計画となっている部分(特に生産量・輸出量シナリオ見通し)に	
	つき現実に則して若干の軌道修正を行う可能性がある。	
ロシアの個別エネ	●サハリン・プロジェクトについては、問題をかかえつつも、比較的に順	
ルギー開発・輸送	調に推移する。	
プロジェクト	●北欧・バルト海底ガスパイプライン・プロジェクトは進む。	
(太平洋パイプライ		
ンプロジェクトは後	は、これまでユコスが動かしていたが、トランスネフチがロシア国内に	
述)	おける石油パイプライン輸送の独占を主張しつつ、この実現に待っ	
	たをかける状態が今しばらく続く。なお、本件には露米政治関係が	
	重要な要素となる。	
	●コビクタ・ガス・プロジェクトは、中国との価格交渉に発展が見られな	
	い以上、ロシアとして長期的な戦略を練り直す必要性に駆られよう。	
	特にコストの大幅な削減が不可欠である。	
太平洋パイプライ	●太平洋原油パイプライン・プロジェクトは、日露双方にとり互恵的な計	●日本側としては、太平洋パイ
ン・プロジェクトと大	画。日本にとってはエネルギー安全保障的観点から中東エネルギー	プライン・プロジェクトは、プ
慶パイプライン・プ	依存度を低下させるという意味のみならず、実質的にも、中東よりア	ロジェクト単体としての経済
ロジェクト	ジア地域に対する石油価格割増金(アジア・プレミアムまたはジャパ	性を確保することは当然とし
	ン・プレミアム:欧州向け石油価格+1 米ドル/バレル程度)が低下	つつ、本プロジェクトについ
(注)太平洋パイプ	するというプラスもあり、間接的ではあるが、金額としては莫大なもの	てロシア極東部が享受する
ラインの話と領土問	となる。	経済的波及効果、同地域に
題を含めた政治的	●ロシアとしては、単にパイプラインを作るというだけではなく、新規の	もたらされるであろう長期に 同る政治的安定性、更には
関係との係わりが日	鉱床探査、インフラ整備、雇用等で大きな利益を得、更に、東シベリ	日本を含む北東アジアにお
露関係全体の中で	ア及び極東での開発に大きなプラスとなり、ひいては社会の安定をも	けるエネルギー安全保障面
議論されることがあ	たらす。また、太平洋パイプラインとすることで、輸出先が複数化で	での貢献を十分に評価すべ
るが、この報告書では、領土問題を含	き、その間で競争を促進することで、石油輸出価格の安定化をはか ることが出来るというプラスもある。この点は、輸出先が中国のみとい	き。また、アジア・プレミア
めて政治的な話に	ることが山木るというアノへもめる。この点は、輸山元が中国のみという大慶パイプラインと比べてロシア側にとり大きなプラスと思われる。	ム、ジャパン・プレミアムの軽
は立ち入っていな	37.392	減という間接的な利益でも
い。念のため。	ならず、西シベリアあるいはサハ共和国等の原油探査やパイプライ	見るべき。
V 0 1E(V) / EV)	ン敷設を求めてくるものと考えられる。ただし、未探査鉱床も相当あ	●ロシア東シベリア及び極東
	り、構造的にみれば、新規油田等が発見される可能性は非常に高	の諸州に対しては、過度の
	く、そのうちに確認埋蔵量も増えてくると考えられるので原油の量の	期待感をもたせるべきでは
	不足はそれ程大きな問題ではなくなるであろう。	なく、この点、空手形等は乱
	●更に、ロシア側としては原油パイプラインとガスパイプラインは、並行	発することなく、対処すべ
	敷設することによりコストを削減させることができ、それこそがロシアに	き。
	とり技術的にも経済的にも利益になるとしつつ、日本側に対してガス	
	パイプラインの関与を要求する可能性もある。なお、ロシア中央と極	
	東との温度差はかなりある模様。ロシア中央では、より客観的なデー	
	タにより決定が行われるが、極東では、日本を「打ち出の小槌」と見	
	なしつつ、ロシア極東の経済発展のための資金を出来るだけ引き出	
	すべきとの論法をとるものと考えられる。	

	展望	提言
米露エネルギー・ パートナーシップ並 びに欧露エネル ギー協力	●なお、太平洋パイプラインは、国際港ナホトカへ原油を運ぶものであり、特定国を排除するものではない。これが稼働を始めれば、中国を含む北東アジア諸国、更には環太平洋諸国までがバイヤーとなり得る。そもそも石油は市場を介してすべての需要家が取引に参加でき、資源囲い込みに最も馴染まない商品となっている。  ●米露エネルギー関係は、現在は、2002 年 6 月の米露エネルギー・パートナーシップの構図で進んでおり、既に具体的事業での協力が露米間の中心議題となっているところ、米政権交代が起こらないのであれば、右パートナーシップに基づき、これまでと同様に進展する。他方、米政権交代が起こる場合には、ロシアとして経済的利益回収が比較的に容易な案件とそうでない案件の峻別を行い、後者については、業務が遅延する可能性があり得る。既に稼働中のサハリン開発関係案件は前者であるが、西シベリアームルマンスク石油パイプラインは後者となろう(既に同パイプラインはロシア側内部において石油輸送の関係でトランスネフチとの関係が折り合わず、現時点で動きが停止している)。また、米側としても、西シベリアームルマンスク石油パイプラインに対する米側の関与の可能性は低くなる。このようなことが重なれば、ロシア自身として、欧州とのエネルギー協力の方に軸足を移す可能性あり。  ●欧露エネルギー協力(ロシア・EU のエネルギー対策、英との北欧・バルト海底ガスパイプライン建設、ドイツへの新規パイプライン建設、イタリアとのガス協力) け宝森的に進展する	●米露エネルギー・パートナーシップは、日露関係及び日本のエネルギー戦略に直接の影響を及ぼし得るものであり、日本政府として、この点はしっかりとフォローすべき。
ロシア国内の資源 開発関連法整備、 投資環境及び外的 投資環境	ある。ただし、現在の PS 法を経由しない資源開発方法は、一時的で、やはり PS 法方式に戻るとの見方もあり、この点は、注意を要する。  ●ホドルコフスキー事件が現在以上に拡大せず、ロシア国内情勢が現在のまま継続するのであれば、エネルギー分野での対露外国投資の高いレベルも維持されるが、ホドルコフスキー案件、あるいは同様の案件がビジネス界全体に拡大し、プーチン政権(あるいはシラビキ)による抑圧感が感じられるようになれば、プーチン政権が行っている経済・社会改革が順調に進んだとしても、ロシア国内資本及び国際資本の反応は鈍くなり(ie.新規投資案件等に対し慎重となり)効	●ロシアの法的投資は、日本の対露エネルギー戦略に直接関係するので、きめ細かくフォローすべき。
エネルギー価格	果が半減するであろう。 <ul> <li>●ロシアは、国際市場における石油価格を一定のレベルで安定化させるために OPEC 諸国と協調するとの現在のやり方を継続する。</li> <li>●ロシアにおいてコントロールされているガス及び電気の価格が国際価格と恣意的に乖離していることについては、欧州が、ロシアのWTO 加盟に関連して、是正を求め続ける。ただし、最終的にどのように決着するかは不明。</li> <li>●ロシアにおいてコントロールされているわけではないが、事実上、内外価格差が存在する石油については、トランスネフチ(ロシア国営企業:自然独占体)による輸出パイプラインの輸送キャパシティの制約がそのような内外価格差の原因。その意味で、トランスネフチの改革/民営化と路線毎の石油パイプライン輸送のすみ分けが必要であろう。</li> </ul>	●ガス及び電気の内外価格差がなくなるよう、国際社会として知的支援すべき。 ●日本/国際社会として、トランスネフチ社の改革/民営化あるいは路線毎の石油パイプライン輸送のすみ分けを整理し、これを可能とすることが出来るのであれば、ロシア国内における競争原理により、ロシア石油の国際価格の低下、あるいは、内外価格差を是正することともなり、ロシアのWTO加盟にも資するので、この点を考えるべき。

	展望	提 言
ロシアによる京都議	●ロシアによる京都議定書の批准は、ロシア国内で反対派と賛成派の	●京都議定書については、ロ
定書の批准、エネ	間での闘争が行われている様子であるが、近い将来は見通せない。	シアが 2006年 G8 モスクワ・
ルギー憲章条約	ただし、現時点でロシア政府が科学アカデミーに対して京都議定書	サミットに至る過程で批准す
	批准のプロ・コンを取り纏めさせていることを見れば、プーチン政権	るよう日本政府として働きか
	の対応が最終的に纏まっているわけではなく、科学アカデミーによる	けるべき。他方、万が一署名
	結論にもよるが、2006年のG8モスクワサミットに至る過程で京都議	されない場合も考えつつ、
	定書がロシア経済回復に資するとの建前をとりつつ、批准する可能	日本政府はエネルギー及び
	性は十分にある。エネルギー憲章条約をロシアが批准していない点	環境戦略を考えるべき。
	も、同様。ただし、エネルギー憲章条約はロシアに対して一応暫定	エネルギー憲章条約もその
	適用されているので、それ程大きな問題は発生していない。	ようにモスクワ・サミットに至る
カスピ海周辺国の	●カスピ海周辺国(ロシアを除く)の資源開発については、カザフスタン	過程で批准させるよう働きか
石油・ガス資源開	の石油が比較的近い将来開発されることが予想されるが、その他は	けるのも一考。ただし、これ
発及びカスピ海分	今しばらく時間がかかるであろう。	は、一応暫定適用している
割問題	●中央アジア諸国のエネルギー資源開発のボトルネックとなっている	ので、それ程重大な影響は
	輸送路については、現在稼働みの CPC や建設中のバクー~トビリ	及ぼさないであろう。
	シ~ジェイハン・パイプライン(BTC)の他は今しばらく時間がかかる	
	ものと予想する。その意味ではロシア経由の輸送路が今しばらくは主	
	要ルートであり続ける。	
	●なお、カスピ海の法的地位については、関係 5 カ国での決着はなさ	
	れていないが、ロシアを中心としての二国間ベースでの枠組みが	
	徐々に主流となり、イラン、トルクメニスタンもそれを受け入れざるを得	
	ない状況に至る。	